本フローチャートは「申請対象者」の確認であり、その他の申請要件、条件等については必ず募集要項をご確認ください

次の全てに該当している

- 申請予定店舗は**都内商店街**にある
- 開業予定業種は**公社が定める業種**である（「業種確認表」を参照）
- 開業等が申請する回の**交付決定日以降**である
- 申請者は申請予定店舗において事業に**専ら従事**できる

YES ↓

NO → **申請不可**

今回の申請は店舗の開業である
※事業承継（事業の引継ぎ）はNOへ

NO：事業承継 → 事業承継

YES：開業 ↓

実店舗を持っていない

※実店舗とは現物を手に取ることができ、一般消費者に対して商品やサービスが常に提供可能な家屋を指します（チャレンジショップや利用日時が制限されているシェアキッチン等は除く）

YES：実店舗を持っていない ↓

創業予定の個人、又は個人事業主である
※法人を経営している代表者の方はNOへ

NO：法人代表者 → **『商店街起業・承継支援事業』「開業」で申請可**

YES：創業予定者、個人事業主 ↓

申請者は 女性、又は39歳以下の男性（令和7年3月31日時点）である

NO → **『商店街起業・承継支援事業』「開業」で申請可**

YES ↓

『若手・女性リーダー応援プログラム助成事業』、『商店街起業・承継支援事業』「開業」で併願申請可

NO：実店舗を持っている ↓

新たに開設する店舗の事業は既存事業とは異なる業種である（募集要項内「業種確認表」の小分類が異なること）
※いわゆる２号店の出店は不可
※既存店舗のリニューアルオープンは不可

YES ↓

『商店街起業・承継支援事業』「多角化」で申請可

NO → **申請不可**

事業承継

[被承継者が生存している場合]
被承継者（現経営者）は基準日時点で都内で引き続き１年以上事業を行っている

基準日
第１回：令和6年4月1日
第２回：令和6年7月1日
第３回：令和6年10月1日

[被承継者が死亡している場合]

①被承継者は承継者（申請者）の三親等以内である
②被承継者は死亡日の１年以上前から都内で実質的に事業を行っていた
③被承継者が死亡してから申請日時点で１年以内である

YES ↓

承継者（申請者）は承継予定の個人、又は個人事業主である

NO → **申請不可**

YES ↓

『商店街起業・承継支援事業』「事業承継」で申請可

NO → **申請不可**